

[設問 1]

- 1 本件計画決定は、抗告訴訟の対象となる処分当たるか。
- 2 処分とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。当該処分に該当するかどうかは、①公権力性を有するものであるか、②国民の権利義務に対して直接・具体的な法的効果を及ぼすものであるかどうかを、紛争の成熟性という観点も取り入れて判断する。
- 3(1) 本件計画決定は、Q 県という公共団体によって為されたものであり、公権力性を有するものといえる。
 - (2) もっとも、国民の権利義務に対して、上記のような法的効果を有するかが問題となる。
 - (3) ここで、平成 20 年 9 月 10 日の大法廷判決によれば、事業計画決定に処分性を肯定している。事業計画決定がなされた場合、その決定のなされた区域の土地の所有者は、その土地の利用が制限され、相当程度な可能性をもって換地処分を受ける地位に立たされることになる。

そして、換地処分がなされてから、抗告訴訟において本件事業計画決定の違法性を争ったとしても、紛争解決のための措置として事情判決(行政事件訴訟法(以下、法文名略)31 条)がなされ、当該土地の所有者の権利保護を図ることができないことも容易に想定され得る。

以上のことをもって、当該決定の処分性は導かれている。
 - (4) 以下、本件の場合について検討する。都市計画法 20 条 3 項によれば、本件計画決定は、告示のあった日から効力を有するものとされている。その結果、本件建築制限が生じるに至るが、これは、法が効果発生過程を定めたものにすぎず、その効果は未だ抽象的ものと言わざるを得ない。

そして、本件の場合、都市計画施設として道路を整備する事業は、都市計画決定と都市計画事業認可の 2 段階を経て実施される。都市計画事業認可については、都市計画法 60 条 1 項によると、P 所有の土地が存在する市町村が、都道府県知事により認可を受けることとなる。もっとも、これは、本件計画決定がなされたからといって、当該認可もなされるというのではなく、別個の施行過程である。よって、当該認可がなされない可能性も十分にあり、本件計画決定が直接的な法的効果を及ぼすものとは言えない。

また、本件計画決定は、後の都市事業計画認可を受けて施行されるものであり、たとえ本件計画決定がなされたとしても、事情判決がなされることは考えられない。つまり、当該認可がなされた時点で争えば足り、本件計画決定の段階では未だ紛争が成熟したものであるということではない。
 - (5) したがって、本件計画決定は、直接・具体的な法的効果を及ぼすものではない。
- 4 以上のことから、本件計画決定には処分性は認められない。

[設問 2]

第1 適法とする法律論

1 都市計画法 21 条によれば、「都道府県」は、「その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない」とある。

当該変更を行う際にも、都市計画法 13 条から、土地利用や都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な秩序と発展を図ることを目的としている。そして、土地利用や都市環境の整備及び市街地開発事業については、高度の専門性が問われる計画内容であることから、当該変更をしなければならない範囲については、その裁量が都道府県側に与えられているといえる。

2 そこで、判断された重要な事実には誤認があること等により重要な事実の基礎を欠き、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念上著しく妥当性を欠く場合は、裁量権の逸脱・濫用に当たると考える(30 条)。

3 本件では、本件区間については、事業を施行するための具体的な準備や検討が一切行われていない。さらに、Q 県の財政事情も逼迫しているため、事業の施行が困難であるとして、計画の変更をすべきであるようにも思える。

もっとも、本件区間においては、交通需要が 2030 年から 2010 年比で約 40 パーセント増加するという推計のもと、本件計画道路の区間や幅員を本件計画のまま維持する必要がある。また、将来の交通量増加に伴い、本件区間を整備しないと、本件区間付近の道路密度が過少にならざるを得ず、その整備のためには、本件計画を維持する必要があるといえる。

4 よって、Q 県の判断は重要な事実の基礎を欠いたものではなく、さらに、本件区間事情に対する評価についても明白に合理性を欠くものとは言えない。

したがって、Q 県による本件計画の存続は、裁量の範囲内であり、適法である。

第2 違法とする法律論

1 都市計画法 21 条によれば、「都道府県」は、「その他都市計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない」とある。

しかし、当該都市計画は、対象地域における土地の所有者に本件建築制限という過度の負担を課すことから、都市計画法 21 条の当該文言については、Q 県が有する裁量を羈束するものと考えられる。

2 本件では、本件区間においては、1990 年から 2010 年までの 20 年間で約 20 パーセントもの交通量が減少している。そして、本件区間付近で営業する事業者の多くが、街のにぎわいを取り戻そうとは考えているものの、実際のところそれだけで、減少傾向にある現在から 2030 年までに間に 40 パーセントも交通量が増加することは到底考えられない。

よって、将来の交通量増加は、何ら有力な根拠にも基づかない、Q 県の希望的観測にすぎないものである。

3 したがって、本件区間における交通量が減少している現状は、「当該都市計画を変更しなければならない」場合に該当し、これを怠っている Q 県の行為は違法であるといえる。

[設問 3]

- 1 P の Q 県に対する損失補償(憲法 29 条 3 項)による請求は認められるか。
- 2 ここで、当該請求が認められるかどうかは、①侵害行為の対象が一般的か個別的か、②侵害行為が財産権の本質的内容を侵害するほどに強度なものかどうかで判断する。
- 3(1) 本件の場合、①本件計画は、本件区間付近に土地を有する者に対して、建築制限を設けるものである。つまり、当該計画が与える侵害は、本件区間付近に土地を有する者という特定少数に限られることから、個別的なものといえる。
 - (2)ア また、②土地上の建物の老朽化が深刻な場合は、その取り壊しや立て直しが行われることが通常想定される。そうすると、本件のような一部が使用できないほど老朽化した築 45 年以上の建物については、その取り壊しが考えられるところ、P はこれを制限されるのであるから、財産権の利用を禁止するような本質的な制限と言えそうに思える。
 - イ もっとも、当該建築制限が及ぶのは、一部の高層の堅固な建物に限られ、P は鉄筋コンクリート 8 階建てのマンションを建てることができなくとも、建築制限には当たらない建物を建築することは可能である。
 - ウ よって、本件規制の程度は、P の財産権としての当該土地の利用を禁止するものではなく、本質的な制限には当たらない。
- 4 したがって、Q 県の計画不変更が与える侵害は、財産権の本質的内容を侵害するものではなく、P の Q 県に対する損失補償に基づく請求は認められない。

以上